
0016. 同報電文出力先登録

業務コード	業務名
UOD	同報電文出力先登録

1. 業務概要

入力者の同報電文出力先^{*1}を登録する。

同報電文出力先には1と2があり、同報電文出力先1はNACCSセンターにて登録する必須設定項目で、当該業務により照会・変更が実施可能である。同報電文出力先2は任意設定項目で当該業務により登録、更新及び削除が実施可能である。なお、当該業務は「同報電文出力先登録呼出し（UOD11）」業務から実施することとし、当該業務を直接実施することはできない。

（*1）同報電文出力先とは、NACCSからの緊急の通知を出力する出力論理端末またはメールボックスを指す。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、入管（航空）、検疫所（人・航空）、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

- ①1利用者に対して、登録可能な出力論理端末またはメールボックスは1件とする。
- ②同報電文出力先1の追加および削除は実施できない。
- ③同報電文はEDIFACTの対象ではないため、EDIFACT利用者のメールボックスは設定できない。
- ④同報電文出力先1と同報電文出力先2に登録されている情報を入れ替えて設定することはできない。
（同報電文出力先1に登録済みの情報を同報電文出力先2に、同報電文出力先2に登録済みの情報を同報電文出力先1に入力することはできない。）

4. 入力条件

（1）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）利用者DBチェック

- ①入力された利用者コード（5桁）が利用者DBに存在すること。
- ②入力された利用者コード（5桁）が入力者の利用者コード（5桁）であること。

（4）端末管理DBチェック

入力された出力論理端末名1、出力論理端末名2が端末管理DBに存在すること。

（5）論理端末所有者DBチェック

- ①入力された出力論理端末名1、出力論理端末名2が論理端末所有者DBに存在すること。
- ②入力された出力論理端末名1、出力論理端末名2が入力者の所有する端末であること。

（6）利用者メールDBチェック

- ①入力されたメールボックスID1、メールボックスID2が利用者メールDBに存在すること。
- ②入力されたメールボックスID1、メールボックスID2が入力者の所有するメールボックスであること。

（7）同報宛先DBチェック

入力された出力論理端末名1、出力論理端末名2またはメールボックスID1、メールボックスID2が同じでないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 同報宛先DB処理

①入力された同報電文出力先を登録・更新・削除する。

②利用者DBに設定されている業種および管轄税関コードを更新する。

(3) 同報電文出力先情報編集処理

同報宛先DBより編集処理を行う。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
同報電文出力先情報	なし	入力者

7. 特記事項

①本業務により、出力論理端末またはメールボックスを指定しない場合でも、同報電文出力先1の出力先に対しては同報電文が必ず出力される。

②CSFオンラインメンテナンス規制時間帯DBにて定められた時間帯は業務規制時間帯となり、当該業務を実施することができない。(規制時間帯は別途定めることとする)

③同報電文出力先1の変更と同報電文出力先2の削除は同時に実施することができる。(ただし、3. 制限事項の④(同報電文出力先1と同報電文出力先2に登録されている情報を入れ替えて設定)の操作はできない)